

共同募金のしくみ Q&A

共同募金は、なぜ、目標額があるのですか？

共同募金運動は、県内の福祉団体や福祉施設等からの要望による「助成計画」をもとにした「募金目標額」を設けて寄付者の協力を呼びかけるしくみになっています。寄付金が集まってから使いみちを決める募金ではありません。目標額は県内の福祉団体等が活動するうえで必要な金額（助成要望額）を積み上げた額で、いいかえれば、最小限、これだけは必要だという計算から割り出した金額になりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

善意の寄付なのに、なぜ目安額があるのですか？

共同募金会では、計画どおり助成ができるよう、募金の目安を示している市町村もありますが、もちろん強制するものでも割り当てるものでもありません。寄付者から「どれだけ協力したらいいですか」と聞かれた場合に分かりやすく示すための、あくまでも目安にすぎません。皆さんが納得して、妥当と考える金額をご協力いただくことをお願いしています。 ※あくまで任意ですが、守谷市では、取り組んでいく事業等から、一世帯あたり500円を目安にご協力いただければ幸いです。

共同募金は地域でどのように使われているのですか？

共同募金は、高齢・貧困・障がい・子育て・引きこもりなどさまざまな社会課題や地域課題を解決するための活動に使われます。例えば、通院や買い物に行けない高齢者の支援、子どもたちだけでご飯を食べる「孤食」や満足なご飯すら毎日食べられない貧困家庭へ子ども食堂を通じた食と居場所づくりの支援、障がい者が地域の人たちと親睦を深める交流会の開催、子育てで孤立してしまいがちな親子の居場所づくりなどの支援を行っています。また、大規模災害に備えて、募金の一部を「災害等準備金」として積み立て、災害が起きた際には被災地の住民を支援するボランティア活動やボランティアセンターの運営に活用されます。最近では、コロナ禍で生活が困窮した世帯への食糧品や生活用品の支援も行っています。

共同募金の活動経費はどのようになっているのですか？

共同募金運動を進めるための経費は、募金箱、ポスターやチラシ、パンフレットなどの広報資材、説明会などの開催費、寄付金の集計や管理、組織の運営などに充てられ、募金額のおおよそ1割程度に収めるよう努めております。これらの経費と災害等準備金（大規模災害に備えた積み立て）を除いては全て福祉団体等への助成金として活用されています。

共同募金への寄付には、税制上の優遇措置があるのですか？

都道府県の共同募金会は、税制上、国や地方公共団体と同じように、「寄附に対する優遇措置の対象団体」となっています。また、茨城県共同募金会は、所得税の税額控除対象法人としての証明を受けています。そのため、共同募金会への寄付は、法人・個人ともに税制上の優遇措置の対象となります。共同募金会へ寄付を行った場合、個人の方は、所得税の控除（「所得控除」または「税額控除」のどちらかを選択）及び個人住民税の「税額控除」を受けることができます。また、法人が寄付した場合は、「全額損金算入」することができます。この優遇措置を受けるためには、税務署への申告時に共同募金会発行の領収書が必要になります。

問い合わせ先
募金窓口

社会福祉法人

茨城県共同募金会 守谷市共同募金委員会(守谷市社会福祉協議会内)

守谷市大柏 954-3 (いきいきプラザげんき館内) 電話(45)0088 FAX(48)5554

社協 HP

